

新潟市犯罪被害者等支援条例
周知・啓発等業務委託

仕様書

新潟市

市民生活部市民生活課安心・安全推進室

1 業務名

新潟市犯罪被害者等支援条例周知・啓発等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

(1) 目的

令和4年7月に制定された新潟市犯罪被害者等支援条例（以下「本条例」という。）は、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的に、犯罪被害者等支援の基本となる事項や各主体の責務等を定めたものである。

本条例が、令和4年8月1日から施行されたことに伴い、本条例の内容を、犯罪被害者等を含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨を理解してもらうことを目的とする。

(2) 基本的な考え方

ア 本条例の趣旨を幅広く発信し、犯罪被害者等を含むすべての人が、自分ごととして捉えてもらうよう努める。

イ 民間による創意工夫を活かした手法及びコンテンツにより本条例の周知・啓発を展開する。

4 委託業務の内容

(1) 周知・啓発計画の作成

受託者は、委託者の本条例に係る令和4年度全体事業スケジュールを踏まえ、各周知・啓発対象に対する具体的な年間周知・啓発計画を策定し、委託者の承認を得ること。

(2) リーフレット・チラシの制作

本条例の趣旨を、それぞれの対象を考慮したうえで効果的に訴求し、分かりやすく伝えるためのリーフレット等を制作する。なお、制作に際しては、本条例と類似の条例を制定している先行他都市の取組を研究し、参考とすること。なお、規格、数量、工程については、発注段階での予定であり、委託者及び受託者協議のうえで変更となる可能性がある。

ア 対象・数量

- ・ 一般向け 8,000 部
- ・ 事業者向け 2,000 部
- ・ 中学・高校生向け 7,000 部

イ 規格等

- ① 一般向け、事業者向け（リーフレット）

- ・ A3 両面・2つ折り
 - ・ オールカラー (4C)
 - ・ マットコート 90kg 相当
- ② 中学・高校生向け (チラシ)
- ・ A4 両面
 - ・ オールカラー (4C)
 - ・ マットコート 70kg 相当

ウ 制作工程

時期	委託者	受託者	備考
R 4. 9 月上旬	基本コンセプトの協議		プロポーザルの提案内容を踏まえる
R 4. 9 月中旬	リーフレット等 下原稿制作	→ 下原稿受領 初校制作	
R 4. 9 月下旬	← 初校確認	リーフレット等初校制作	
R 4. 10 月上旬	→ 初校戻し	初校修正反映	
R 4. 10 月中旬	← 二校確認	二校制作	
R 4. 10 月中旬	→ 二校戻し	二校修正反映	印刷製本
R 4. 10 月下旬	← 納品受領	完成版納品	

(3) ポスターの制作

本条例の趣旨を幅広く周知するため、多くの人に興味・関心を持ってもらえるインパクトのある周知・啓発用ポスターを制作する。

ア 規格等

- ・ 寸法：B 2 (四つ折りで納品)
- ・ 印刷：オールカラー (4C)
- ・ 用紙：コート 90kg 相当

イ 数量

- ・ 500 部

ウ 制作工程

- ・ (2)の制作と同様とする。
- ・ ただし、下原稿については、(1)の工程を踏まえ、受託者にて2案程度作成し、委託者と協議のうえデザインを決定する。

(4) 広報媒体を活用した周知・啓発

本条例の趣旨を幅広い世代に理解してもらい、自分ごととして捉えてもらうため、マスメディアやSNS等を活用しながら、受託者の創意工夫により広報コンテンツを制作し、これを発信する。

ア 広報ターゲット

誰もがある日突然犯罪被害に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性があるが、特に被害に遭う可能性の高い若年層（10～30代）と高齢者（60代～）をメインターゲットとする。

イ 使用想定メディア

① 若年層

- ・ Facebook、Instagram、Twitter などのメジャー SNS におけるターゲット指向性広告

② 高齢者

- ・ 新聞広告
- ・ ラジオ CM

※ 上記は現時点での想定であり、予算上限の範囲内でより効果のある媒体に変更する等の提案を行うことを妨げない。

ウ 留意事項

- ・ 11月の県の「被害者支援を考える月間」、11月25日～12月1日の国の「犯罪被害者週間」に合わせて周知・啓発を実施すること。
- ・ 委託者が所管する新潟市公式 LINE アカウントなどと適宜連携を図ること。

(5) 本条例の認知度及び支援ニーズに係るアンケート調査

本条例の認知度及び支援のニーズを把握するため、令和4年度末（令和5年2～3月）頃に簡易アンケート調査を実施する。

ア 実施方法等

- ・ アンケート項目は委託者にて設定する。
- ・ アンケートはWEBフォームで実施することを前提とし、当該フォームは受託者にて制作する。
- ・ アンケートの集計は受託者にて行い、集計内容を報告書にとりまとめたうえで委託者に報告する。

イ 留意事項

- ・ (4) 広報媒体を活用した周知・啓発業務における SNS 等との連携を図りながら、より多くのユーザーにリーチし、回答率の向上に努めること。

(6) 自由提案による周知・啓発

ア 内容

- ・ 上記項目以外の効率的かつ効果的な周知・啓発等業務を、企画、制作及び実施すること。

イ 留意事項

- ・ 11月に実施予定の被害者支援を考えるパネル展や被害者支援フォーラムなど犯罪被害者等支援関連の周知・啓発事業の取組を

踏まえ、これらと連携するかたちで、独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。

- ・ 本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・ 具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・ 委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。

(7) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDF については、Adobe Acrobat DC 2017 以降、Microsoft Word 及び Excel については、Office2013 以降、Adobe Illustrator については、Illustrator17 以降のバージョンとし、CD-R 等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

- ・ 最終校 PDF 及び Excel データ

イ リーフレット、チラシ及びポスター

- ・ 最終校 PDF 及び Adobe Illustrator データ
※PDF データは WEB 掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること
- ・ 紙媒体（数量については別途調整）

ウ 広報媒体を活用した周知・啓発

- ・ 広報に係るコンテンツ PDF データ
- ・ SNS 広告については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた報告書（PDF データ）

エ 本条例の認知度及び支援ニーズに係るアンケート調査

- ・ WEB フォームスクリーンショット等 PDF データ
- ・ アンケート調査集計結果 Excel データ（いわゆる回答生データ）
- ・ アンケート調査結果報告書（PDF 及び Word データ）

オ 自由提案による周知・啓発

- ・ 提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者

を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。

- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和4年6月）に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。

- (7) 著作権等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。